



『国際藻類・菌類・植物命名規約』の改正と 修正提案 001 ~ 024 の紹介

仲田 崇志

横浜国立大学大学院環境情報研究院 (〒 240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-7)

Takashi Nakada: Brief introduction to proposals (001–024) to amend the *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*. Jpn. J. Phycol. (Sôru) 69: 79–82, July 10, 2021

The *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants* (previously known as the *International Code of Botanical Nomenclature*) is periodically amended at the International Botanical Congress, and the next Congress is planned to be held in Rio de Janeiro, Brazil, in 2023. Here, the procedures are summarized in Japanese. As a few modification proposals were published in the June 2020 issue of *Taxon*, they are also introduced briefly.

Key Index Words: *International Botanical Congress*, *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*, *Nomenclature Session, Rio de Janeiro*, *Taxon*

Graduate School of Environment and Information Sciences, Yokohama National University, 79-7 Tokiwadai, Hodogaya, Yokohama, Kanagawa 240-8501, Japan

Contact information: nakada-takashi-jk@ynu.ac.jp

藻類、菌類および陸上植物の学名の正式発表を規定する『国際藻類・菌類・植物命名規約』(*International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*; 以前は『国際植物命名規約』*International Code of Botanical Nomenclature*)は、6年ごとに開催される国際植物学会議(International Botanical Congress)において、菌類の学名にのみ関連する規定については特に国際菌学会議(International Mycological Congress)において改正される(Turland *et al.* 2018, 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 2019)。次回の国際植物学会議は2023年にブラジル・リオデジャネイロで開催される予定になっている。規約修正の提案はすでに始まっており、国際植物分類学会(International Association for Plant Taxonomy)の機関誌である*Taxon*誌に掲載されている。『国際藻類・菌類・植物命名規約』の改正は藻類の学名の取扱やタイプ指定などにも影響することがあるため、本稿では規約改正の手順と共に、*Taxon*誌の2020年6月号に掲載された修正提案001～024を紹介する。

規約改正の手順

最新の『国際藻類・菌類・植物命名規約』は2017年に中国・深圳で開催された前回の国際植物学会議で採択されたもので、『深圳規約』とも呼ばれる(Turland *et al.* 2018, 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 2019)。『深圳規約』では「命名規約の運営に関する規定」(以前は「規約改正のための規定」)が大幅に追加され、これまでの慣例が明文化されている。また次回の改正に向けた具体的な手順や日程については、

Turland & Wiersema (2019) が説明している。

Taxon 誌2020年2月号から規約の修正提案の募集が始まり(原則として2022年3月31日まで)、同誌2020年6月号に最初の提案が掲載された。これらの提案の概要は募集の締切後、会議のおよそ6ヶ月前にまとめられ、参考投票が行われる。そして国際植物学会議の命名法部会(Nomenclature Section; 2023年7月17～21日)において、参考投票の結果も参考にしつつ審議・裁定され、総会で承認を受け、規約の修正はこの時点で発効する。承認された修正は編集委員会によって旧規約に反映され、新しい版の規約として出版されることになる。なお命名法部会の詳細な議事録も、しばしば規約本体の出版に遅れて出版されている。例えば『深圳会議』の議事録はLindon *et al.* (2020) として出版された。

現在は修正提案の募集と公開の段階である。修正提案は誰にでも投稿可能で、報告担当委員長(Nicholas J. Turland)と同副委員長(John H. Wiersema)に電子メールで投稿する(詳細はTurland & Wiersema 2019を参照)。場合により、修正提案の根拠や動機が独立の論文として投稿・発表されることもある。

Taxon 誌2020年6月号掲載の修正提案

本稿の後半では*Taxon* 誌2020年6月号に発表された修正提案を、藻類学の命名法において重要または難解なものを中心に紹介したい。なお、多くは拘束力のある変更ではないが、その他の提案についても参考として表1に一覧する。以下、特に明記しない限り条文番号などの参照は『深圳規約』に従う。

表 1. Taxon 誌 2020 年 6 月号に掲載された『国際藻類・菌類・植物命名規約（深圳規約）2018』（Turland *et al.* 2018；日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 2019）に対する修正提案. Art., 条項. Gl., 用語解説. N., 付記. Rec., 勧告.

提案番号	修正提案の主旨	関連箇所	文献
001	新ランクの置換名は、被置換異名が合法名であっても発表できることを明記した付記・実例を追加。	Art. 6.11	Choi <i>et al.</i> (2020)
002	第 7.2 条の文法ミスを修正し、第 2 文「命名法上のタイプが必ずしもその分類群の最も典型的または代表的な要素である必要はない」を削除。	Art. 7.2	Lidén (2020)
003	第 7.2 条の文法ミスを修正し、第 2 文を削除、および、分類群に典型的な要素というものはない、という言明を追加。	Art. 7.2	Lidén (2020)
004	「タイプ種」（および「タイプ属」、「タイプ亜種」、「タイプ変種」）が規約上の概念ではないことを明記した付記を第 8.1 条直後に追加。	Art. 8.1	Schwartsburd <i>et al.</i> (2020)
005	上記のことを明記した「タイプ種」（および「タイプ属」、「タイプ亜種」、「タイプ変種」）を用語解説に追加。	Gl.	Schwartsburd <i>et al.</i> (2020)
006	蘚苔類のホロタイプ標本を切り出した場合、これもホロタイプと共に保存するべきであると、勧告 8A に追加。	Rec. 8A	Singh Deo & Majumdar (2020)
007	ホロタイプが存在しうる条件を明確化（本文解説を参照）。	Art. 9.1	Turland <i>et al.</i> (2020a)
008	ホロタイプが存在しうる条件を明確化（本文解説を参照）。	Art. 9.N.1	Turland <i>et al.</i> (2020a)
009	化石分類群の図解を原資料に含めないよう、第 9.4 条を修正。	Art. 9.4	Gravendyck <i>et al.</i> (2020)
010	本文に引用されていない標本はシントタイプにはならない、という注意喚起を付記・実例に追加。	Art. 9.6	Prado <i>et al.</i> (2020)
011	図解をネオタイプとすることへの制限（本文解説を参照）。	Art. 9.8	Hassemer <i>et al.</i> (2020)
012	第 9.12 条から、「引用された図解、および引用されていない図解」の文言を削除し、単に「図解」に置き換える（引用だけでなく、初発表文を構成する図解も含めるため）。	Art. 9.12	Bhattacharyjee <i>et al.</i> (2020)
013	エピタイプの差し換え（本文解説を参照）。	Art. 9.20	Mazumdar <i>et al.</i> (2020)
014	エピタイプ指定時の要件追加（本文解説を参照）。	Art. 9	Lendemer (2020)
015	レクトタイプ・ネオタイプ・エピタイプの指定時に、指定しようとしている標本または図解、または少なくともその画像を確認することを求める勧告 9B.3 の追加。ただし勧告 9A.2、勧告 9B.1 も参照。	Rec. 9B	Chakrabarty & Bandyopadhyay (2020)
016	ネオタイプ指定に際して、可能な限りタイプ産地に近い場所から得られた標本を選ぶことを勧める勧告 9B.3 の追加。	Rec. 9B	Nandikar (2020)
017	後に別属に移されても、種形容語の発表時点で優先権が発生することを明確にする実例を追加。	Art. 11.4	Kumar <i>et al.</i> (2020)
018	第 40 条を再編（本文解説を参照）。	Art. 40.2, 40.3	Turland <i>et al.</i> (2020b)
019	誤ってホロタイプをレクトタイプやネオタイプとして指定した場合の学名発表を明確化（本文解説を参照）。	Art. 9.N.6, 40.6	Turland <i>et al.</i> (2020b)
020	第 40 条を再編（本文解説を参照）。	Art. 40.4, 40.5	Turland <i>et al.</i> (2020b)
021	学名の著者名をグループ名（挙げられた例は“Legume Phylogeny Working Group”）またはその略称とすることを許容する文言を勧告 46C.2 に追加。	Rec. 46C.2	Krishna <i>et al.</i> (2020)
022	第 60.8 条 (a) には、母音または -er で終わる人名に由来する種または種内分類群の形容語の命名法が規定されているが、例示されていない場合があるため、それらを追加。	Art. 60.8	Moran <i>et al.</i> (2020)
023	人名に由来する形容語の許容範囲を拡大（本文解説を参照）。	Art. 60.8	Mabberley (2020)
024	人名に由来する形容語の議決実例を追加（本文解説を参照）。	Art. 60.8	van Rijkceversel (2020)

また修正提案の引用に際して、追加箇所は太字で、削除箇所は取り消し線で示した。

提案 007 ~ 008：ホロタイプが存在しうる条件の明確化 (Turland *et al.* 2020a)

ホロタイプは indicate (指示) するものなのか designate (指定) するものなのかを巡り混乱があったため、第 9.1 条の曖昧な表現を下記のように修正することを提案している (提案 007)：

9.1 種または種内分類群の学名のホロタイプとは、(a) 命

名法上のタイプとして著者が**初発表文中**で指示指定、または (b) タイプが指示指定されていない場合は著者が**初発表文の作成の際**に使用した、1 つの標本または図解である（しかし第 40.4 条をみよ）……。

また第 9 条付記 1 に、条項から導かれない新しい規定が含まれているため、この付記を条項に変更し、表現も改めることを提案している。特に、第 2 文（日本語版では第 2 ~ 3 文）を以下のように置き換えることを提案している（提案 008）：

……単一の標本または採集品または図解への言及は、それ自体ではホロタイプの指定とはならない（しかし 1958

年1月1日以後に発表された学名については第40.3条をみよ)。しかし、初発表文またはその他の場所に、(引用されていても引用されていなくても)ただ1つの標本または図解が使用され(第9.1条(b)),かつ他の、使用されたかも知れない、引用されていない標本または図解(それらは失われたか壊されたかもしれない)がなかった、ということを立証する証拠があるのであれば、その標本または図解がホロタイプとして受け入れられなければならない……。

この提案によって規定の主旨が変わることはないと言われている。ただし、タイプが指定されていない、1958年より前の学名のホロタイプを特定するためには、初発表文の作成の際に使用された標本や図解を洗い出す必要があることが明確になる。例えば、初発表文中に図解が1つしかないからと言って、直ちにそれがホロタイプとはみなせない。

提案011: 図解をネオタイプとすることへの制限 (Hassemer *et al.* 2020)

第9.8条を修正し、2025年1月1日以降はホロタイプと同様に、原則としてネオタイプも標本のみとすることを提案している。ただし微視的な藻類と微小菌類(化石を除く)や、標本の保存などに困難がある生物では、図解をタイプとして許容することも提案している。

提案013: エピタイプの差し換え (Mazumdar *et al.* 2020)

レクトタイプやネオタイプについては、初発表文との間で重要な不一致がある場合には指定を破棄することができる(第9.19条)。しかしエピタイプ指定については保存以外に破棄する手段がないため、第9.20条を修正して破棄できるようにすることを提案している。

本提案が可決された場合、保存の手続きを経ず簡単にエピタイプを差し換えることができるようになる。一方、「初発表文との間で重要な不一致がある」か否かで意見が割れる可能性があり、その場合にはエピタイプの差し換えの有効性も見解に左右されるため、命名法上の安定を損なうおそれもある。

提案014: エピタイプ指定時の要件追加 (Lendemer 2020)

エピタイプは、現存するタイプや原資料が「あいまいであることが確実」である場合に指定されるもの(第9.9条)だが、あいまいであることを明示せずにエピタイプを指定する例がある。そこで第9.24条を追加し、2025年1月1日以降は、補うタイプ(ホロタイプ、レクトタイプ、またはネオタイプ)が「あいまいであることが確実」であると著者が明言しない限り、エピタイプ指定が有効にならないようにすることを提案している。なおすでに勧告9B.3において、タイプなどのあいまい性やエピタイプ指定の必要性について説明することが勧告されている。

提案018 ~ 020: 誤ってホロタイプをレクトタイプやネオタイプとして指定した場合の学名発表の明確化、および第40条の再編 (Turland *et al.* 2020b)

1990年1月1日以降、新種や新種内分類群の学名は“*typus*”または“*holotypus*”やその略語・同義語を用いてタイプ指定しなければ正式に発表されない(第40.6条)。仮にこのとき“*holotypus*”などの代わりに“*lectotypus*”と書かれたとしても、第9.10条の下での「訂正されるべき間違い」と見なされ、学名の正式発表に影響しないはずであった。これは例えば、すでに正式発表された学名のタイプ指定したつもりが、実はその名称が正式発表されていなかった場合などに起こる。ところが第9条付記6に「タイプを示す用語の誤用は、……第40.6条(ホロタイプの訂正)が適用されない場合にのみ訂正してもよい」とあり、第9.10条が適用できないことになっていた。

このような状況は学名の安定性を損なうとして、新種や新種内分類群の学名の発表時に“*lectotype*”や“*neotype*”と書かれていたとしても“*holotypus*”と読み換え可能であることを第40.6条に明記し、かつ第9条付記6から第40.6条に関わる文言を削除することを提案している(提案019)。また第40条を整理するために、第40.3条を二分割して後者に第40.2条を取り込み(提案018)、第40.4条と第40.5条を結合すること(提案020)を提案している。

提案023: 人名に由来する形容語の許容範囲の拡大 (Mabberley 2020)

人名に由来する形容詞の形容語の中には、「以前に提案された属名に由来する同格の名詞に綴りがよく似た」ものなど、古典的なラテン語の用法には合致するが規約第60.8条に反するものがある。これらの多くは第60.8条(やその前身)が成立する前に発表されたものであり、これらを強制的に訂正することは返って混乱を招くと考えられた。これを踏まえて、*-i/a*, *-i/us*, *-i/um*, *-ea*を語尾とする形容詞の形容語は訂正されない、とする文言を第60.8条に追加することを提案している。

提案024: 人名に由来する形容語の議決実例追加 (van Rijckevorsel 2020)

提案023と同じ問題について、規則を追加するのではなく議決実例で対応することを提案している。具体的には上記のような形容語について、18 ~ 19世紀に行われたこのような伝統は尊重されるべきで訂正できないとした議決実例を第60.8条に追加する。なお、対象を18 ~ 19世紀ではなく1908年1月1日以前の学名とする選択肢にも言及している。

おわりに

今回紹介した修正提案の中で、提案011, 013, 014はタイプ指定に関わる規則の変更を含んでいて、採用された場合には特にエピタイプの運用に大きな変更が加えられる。また提案007 ~ 008は規則の変更を意図したものではないが、1958

年より前に発表された学名のホロタイプの有無について誤解を正す意図があり、注目すべき提案である。提案 018 ~ 020 も規則の変更でないが、第 40 条の構成を大きく変えるものである。これらの提案の採否には特に注意が必要だろう。

規約の修正提案の採否は、事実上命名法部会で決定される。ところが同部会への藻類学者の出席は少なく、深圳会議ではおそらく 2 名のみであった (仲田 2017)。藻類学者が不在の状態で審議が行われると、藻類に特有の命名法上の事情などが十分に考慮されない可能性が心配される。例えばメルボルン会議では、これまで *-phyta* とされてきた藻類の門名語尾を *-phycota* とする提案 (Silva 2010, McNeill & Turland 2011) が、藻類学者の発言がないままに通過し (Flann *et al.* 2014), 『メルボルン規約』の第 16.3 条に反映されてしまった (McNeill *et al.* 2012, 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 2014)。結局この変更は多くの藻類学者には受け入れられず『深圳規約』で元に戻されたが、メルボルン会議に十分な藻類学者が出席していればこのような混乱は防がれたかもしれない。

本稿で紹介した修正提案に賛否がある場合には、参考投票や次回命名法部会で意思を表明することができる。特に命名法部会での発言は、時に参考投票の結果を覆すほど影響力がある (Flann *et al.* 2014, Lindon *et al.* 2020)。また規約修正の提案は誰でも行うことができるため、矛盾点や混乱を招く点など規約の問題に気づいた場合には、規約修正の提案を検討し、また命名法部会場で提案の意図を直接説明するとよいだろう。

引用文献

- Bhattacharyee, A., Dey, S. & Bandyopadhyay, S. 2020. (012) Proposal to modify Article 9.12. *Taxon* 69: 630.
- Chakrabarty, T. & Bandyopadhyay, S. 2020. (015) Proposal to add a new paragraph to Recommendation 9B concerning lecto-, neo-, and epitypification. *Taxon* 69: 632.
- Choi, T.-Y., Son, D. C. & Lee, S.-R. 2020. (001) Proposal to add a new Note and Example to illustrate Article 6.11. *Taxon* 69: 623.
- Flann, C., Turland, N. J. & Monro, A. M. 2014. Report on botanical nomenclature—Melbourne 2011. XVIII International Botanical Congress, Melbourne: Nomenclature Section, 18–22 July 2011. *PhytoKeys* 41: 1–289.
- Gravendyck, J., Bachelier, J. B., Kürschner, W. M. & Herendeen, P. S. 2020. (009) A proposal to solve a paradox when neotypifying names of fossil-taxa. *Taxon* 69: 628.
- Hassemer, G., Baldini, R. M., Albach, D. C. & Prado, J. 2020. (011) Proposal to amend the *Code* regarding the selection of illustrations as neotypes. *Taxon* 69: 629–630.
- Krishna, G., Bhattacharjee, A., Bandyopadhyay, S. & Sanjappa, M. 2020. (021) Proposal to amend Recommendation 46C.2. *Taxon* 69: 636.
- Kumar, A., Maurya, O. N. & Bandyopadhyay, S. 2020. (017) Proposal to add a new Example after Article 11.4. *Taxon* 69: 633.
- Lendemer, J. C. 2020. (014) Proposal to require a statement of “demonstrable ambiguity” for epitype designation. *Taxon* 69: 631.
- Lidén, M. 2020. (002–003) Proposal to change the phrasing of Article 7.2. *Taxon* 69: 623–624.
- Lindon, H. L., Hartley, H., Knapp, S., Monro, A. M. & Turland, N. J. 2020. XIX International Botanical Congress, Shenzhen: report of the Nomenclature Section, 17th to 21st July 2017. *PhytoKeys* 150: 1–276.
- Mabberley, D. J. 2020. (023) Proposal to amend Article 60.8: classical Latin adjectival specific epithets commemorating persons. *Taxon* 69: 637.
- Mazumdar, J., Bandyopadhyay, S. & Bhattacharjee, A. 2020. (013) Proposal to amend Article 9.20. *Taxon* 69: 631.
- McNeill, J., Barrie, F. R., Buck, W. R. *et al.* (eds.) 2012. International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants (Melbourne Code) adopted by the Eighteenth International Botanical Congress Melbourne, Australia, July 2011. *Regnum Vegetabile* 154. Koeltz Scientific Books, Königstein.
- McNeill, J. & Turland, N. J. 2011. Synopsis of Proposals on Botanical Nomenclature — Melbourne 2011: A review of the proposals concerning the *International Code of Botanical Nomenclature* submitted to the XVIII International Botanical Congress. *Taxon* 60: 243–286.
- Moran, R. C., Prado, J., Hirai, R. & Matos, F. B. 2020. (022) Proposal to modify Article 60.8 (a). *Taxon* 69: 636.
- 仲田崇志 2017. 中国・深圳で決まった国際藻類・菌類・植物命名規約の改正点概要. *藻類* 65: 159–162.
- Nandikar, M. D. 2020. (016) Proposal to add a new paragraph to Recommendation 9B. *Taxon* 69: 632.
- 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 (翻訳・編集) 2014. 国際藻類・菌類・植物命名規約 (メルボルン規約) 2012 日本語版. 北隆館, 東京.
- 日本植物分類学会国際命名規約邦訳委員会 (翻訳・編集) 2019. 国際藻類・菌類・植物命名規約 (深圳規約) 2018 日本語版. 北隆館, 東京.
- Prado, J., Hirai, R. Y. & Moran, R. C. 2020. (010) Proposal to add a new Note and a new Example after Article 9.6. *Taxon* 69: 629.
- Schwartzburd, P. B., Oliveira, A. G. S. & Pena, N. T. L. 2020. (004–005) Proposal to include the term “type-species” in the *Code*. *Taxon* 69: 624.
- Silva, P. C. 2010. (165–167) Miscellaneous proposals to amend the *Code*. *Taxon* 59: 1291–1297.
- Singh Deo, S. & Majumdar, S. 2020. (006) Recommendation for preserving dissected parts of holotype specimens of names of bryophytes. *Taxon* 69: 625.
- Turland, N. J. & Wiersema, J. H. 2019. Procedures and timetable for proposals to amend the *International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants*. *Taxon* 68: 1372–1373.
- Turland, N. J., Wiersema, J. H., Barrie, F. R. *et al.* (eds.) 2018. International Code of Nomenclature for algae, fungi, and plants (Shenzhen Code) adopted by the Nineteenth International Botanical Congress Shenzhen, China, July 2017. *Regnum Vegetabile* 159. Koeltz Botanical Books, Glashütten.
- Turland, N. J., Wiersema, J. H. & McNeill, J. 2020a. (007–008) Proposals to make clearer the circumstances under which a holotype can exist. *Taxon* 69: 626–627.
- Turland, N. J., Wiersema, J. H. & McNeill, J. 2020b. (018–020) Proposals for a clearer and more concise Article 40 and to resolve conflict between Art. 40.6 and Art. 9.10. *Taxon* 69: 633–635.
- van Rijkceversel, P. 2020. (024) Proposal to add a voted Example to Article 60.8. *Taxon* 69: 638.

(2021 年 1 月 4 日受付, 2021 年 3 月 9 日受理)
通信担当編集委員: 羽生田 岳昭